

東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定書

茨城県守谷市（以下「甲」という。）、株式会社ヤクルト本社（以下「乙」という。）、株式会社ヤクルト球団（以下「丙」という。）及び茨城県（以下「丁」という。）（以下甲、乙、丙及び丁を総称して「関係四者」という。）は、別図に示す（仮称）守谷市総合運動公園内の用地の一部（以下「第1工区」という。）及び（仮称）守谷SAスマートIC周辺土地区画整理事業内の用地の一部（以下「第2工区」という。）における東京ヤクルトスワローズファーム拠点の整備及び管理運営（以下「本事業」という。）について、以下のとおり基本協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 本事業は、関係四者が相互に連携・協力し、甲及び丁の地域経済活性化及びスポーツ振興による健康増進、乙のコーポレートスローガン「人も地球も健康に」の実践並びに丙の選手育成強化及び地域貢献の達成等を目的とする。

（本事業の内容と役割分担）

第2条 関係四者は、本事業の内容と関係四者の役割について、次に掲げるとおり合意する。なお、詳細な内容については、関係四者の今後の協議と合意により決定する。

- (1) 甲は、第1工区の用地を取得し、本事業及び乙とその関連企業の事業の用途に供する施設を建設するために、乙に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づき許可することとし、乙は、守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の定めるところにより当該許可に係る使用料を納めるものとする。
- (2) 乙は、都市公園法第5条の許可に基づき（仮称）スワローズ球場、サブグラウンド及び室内練習場を含む第1工区の全てを整備し、整備完了後これらの公園施設を公共の施設として甲に寄附する。
- (3) 乙は、第2工区の用地を取得し、（仮称）スワローズ選手寮及びクラブハウスを整備し、丙はこれを賃借する。
- (4) 甲は、第2工区の用地を乙が取得するにあたり最大限の協力をする。
- (5) 甲は、第1工区に関する営業権を乙に付与し、十分に行使できるようにする。
- (6) 甲は、寄附された（仮称）スワローズ球場、サブグラウンド及び室内練習場施設（以下「球場施設」という。）を乙及び丙が専用使用できるものとし、丙は相当する使用料を乙に支払う。ただし、乙及び丙が除外日として認めた日はこの限りではない。
- (7) 第1工区及び第2工区の施設管理は乙が行い、運営管理は丙が行うものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (8) 関係四者は、球場施設等を活用し、甲及び丁の地域経済活性化及びスポーツ振興のための連携イベント等の実施等について、丙の運営に支障がない範囲において相互に協力する。
- (9) 関係四者は、第1条に定める本事業の目的達成のため相互に協力・支援する。

（本事業の事業期間）

第3条 関係四者は、本事業の開始を一般社団法人日本野球機構2027年シーズン開始時における球場施設の供用開始を目標とし、本事業の実施期間は、供用開始日から40年間とする。ただし、都市公園法第5条に基づく許可の更新を前提とする。

2 前項の期間経過後の本事業の取扱いについては、関係四者が協議の上決定する。

（秘密保持）

第4条 関係四者は、全ての関係者の承諾を得ることなく、本事業の実施にあたり知り得た機密

情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

（第三者への損害）

第5条 本事業第1工区において、第三者に損害を与えた場合の責任の所在については、別途定めるものとする。

（本協定書の解除等）

第6条 本協定書の解除等については、関係四者が協議の上別途合意によって定めるものとする。

（協議）

第7条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じたときは、関係四者がその都度誠意をもって協議し定めるものとする。

本協定の証として本書4通を作成し、関係四者が署名の上、各1通を保有する。

2023年11月10日

甲 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市長

私丸修久

乙 東京都港区海岸1丁目10番30号
株式会社ヤクルト本社
代表取締役社長

成田祐

丙 東京都港区北青山2丁目12番28号
株式会社ヤクルト球団
代表取締役会長CEO

辰巳剛

丁 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事

大井川和彦

